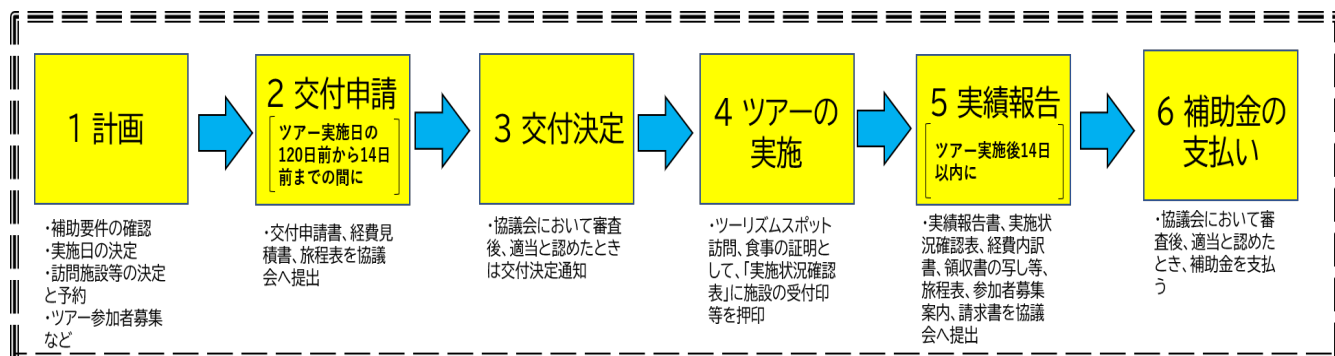


令和6年度「西播磨ツーリズムバス助成事業」Q & A



Q1 西播磨ツーリズムバス助成事業の流れを教えてください。

A1 大まかな流れは以下のとおりです。



※「3 交付決定」後、やむを得ない事情により、バスツアーの内容を変更するときは、速やかに変更届出書を協議会へ提出する必要があります。また、バスツアーを中止するときは、中止届出書を協議会へ提出する必要があります。

Q2 補助対象となるのは、どのようなバスツアーですか？

A2 次の要件をすべてクリアする「企画旅行」であることが必要です。

- ① 兵庫県内を目的地として令和6年4月1日～令和7年3月末日までに実施する企画旅行（募集型、受注型）であること。
- ② 日帰りツアーは、別に定めるツーリズムスポットを1箇所以上訪問し、西播磨地域の飲食施設で食事をとること。
宿泊ツアーは、別に定めるツーリズムスポットを1日1箇所以上（合計2箇所以上）訪問し、西播磨地域の宿泊施設（キャンプ場・ロッジ等は対象外）で夕食・宿泊利用すること。
- ③ 1団体当たり20人以上の参加者があること。
(ツアー当日の参加者が20人未満になった場合は補助の対象となりません。ただし、感染症対策等特殊事情があった場合はご相談ください。)

Q3 交付申請ができるのはどのような人ですか？

A3 バスツアーを企画する旅行者です。

Q4 複数台のバスによるツアーも補助の対象になりますか？

A4 要件を満たしていれば対象となります。ただし、1つの旅行者が申請できるのは、年間でバス5台分までです。

Q5 申請者が多い場合は、抽選となるのですか？

A5 先着順に受け付け、予算がなくなり次第、受付を終了します。抽選は行いません。

その他、ご不明な点があれば下記へお問い合わせください。

西播磨ツーリズム振興協議会事務局
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25 (兵庫県西播磨県民局 県民躍動室地域振興課)
Tel. 0791-58-2144 Fax. 0791-58-0523